

まん延防止等重点措置発令の期間延長に伴う代替サービスについて

令和4年2月18日

障害児通所支援

・放課後等デイサービス

よくある質問	茅ヶ崎市回答
利用者及びその家族からから希望があった場合、電話等による連絡で本体請求できますか。	<p>→できます</p> <p>代替サービスを行った際は、通所時と同等のサービスを提供した場合、請求が可能です。</p> <p>内容については、教材を提供し、その教材に関する電話等のフォロー、テレビ電話など、対象児に合った療育的支援を対象とします。</p> <p>フォロー内容や支援については必ず日報等に記録し、事業所にて保管してください。</p> <p><u>なお、電話、メール、ライン等による生活状況等の確認のみでは請求は認められません。</u></p>

・児童発達支援

よくある質問	茅ヶ崎市回答
利用者及びその家族からから希望があった場合、電話等による連絡で本体請求できますか。	<p>→できます</p> <p>代替サービスを行った際は、通所時と同等のサービスを提供した場合、請求が可能です。</p> <p>内容については、教材を提供し、その教材に関する電話等のフォロー、テレビ電話など、対象児に合った療育的支援を対象とします。</p> <p>フォロー内容や支援については必ず日報等に記録し、事業所にて保管してください。</p> <p><u>なお、電話、メール、ライン等による生活状況等の確認のみでは請求は認められません。</u></p>

障害福祉サービス

・就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型

よくある質問	茅ヶ崎市回答
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通所が困難な場合、電話等による連絡で本体請求できますか。	<p>→できます</p> <p>1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等の支援を行ってください。</p> <p>請求の際は、実績記録票の備考欄もしくは事業所任意の書式に、連絡した開始時間・終了時間・内容を記載してください。</p>

・就労定着支援

よくある質問	茅ヶ崎市回答
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通所が困難な場合、電話等による連絡で本体請求できますか。	<p>→できます</p> <p>連絡、助言又は進捗状況の確認等の支援を行ってください。</p> <p>請求の際は、実績記録票の備考欄もしくは事業所任意の書式に、連絡した開始時間・終了時間・内容を記載してください。</p>

・生活介護

よくある質問	茅ヶ崎市回答
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、通所を取りやめ、代替サービスで提供した場合、本体請求はできますか。	<p>→できます</p> <p>代替サービス（電話、訪問等）を提供した場合、本体請求を特例的に認めます。</p> <p>ただし、電話にて生活確認を行う場合、<u>1日3回（午前中、昼、夕方）利用者へ電話してください。</u></p> <p>請求の際は、実績記録票の備考欄もしくは事業所任意の書式に、連絡した開始時間・終了時間・内容を記載してください。</p>